

お知らせ

令和6年6月から各課で行う契約の上限金額が変更になります

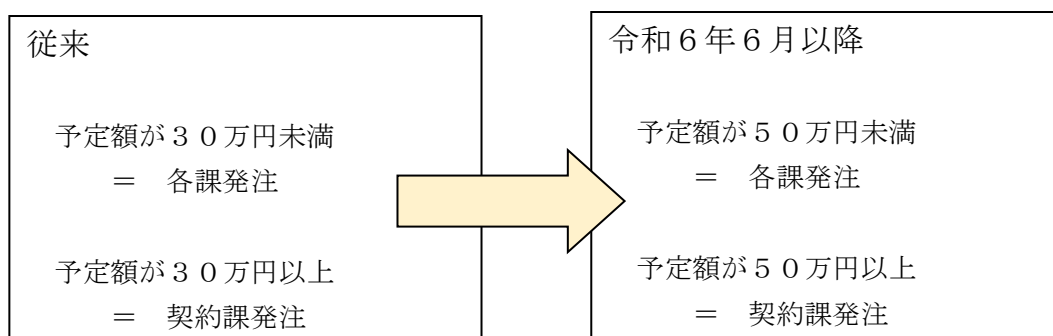
調布市の発注案件につきまして、
令和6年6月から各課で行う契約の上限金額が変更になります。

従来、一律に予定額30万円（税込）未満の案件について調布市役所の各課からの発注としておりましたが、令和6年6月1日以降の発注については委託契約及び修繕契約の上限金額を次のように引き上げます。

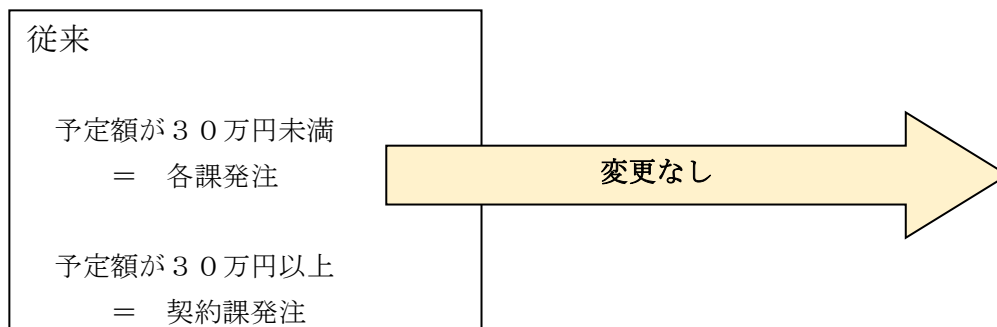
委託契約及び修繕契約について 50万円（税込）未満

該当する案件については、契約課を通さず、各課での発注となります。
各課から見積依頼がありましたら、ご対応のほどお願いします。
（見積がそのまま決定とはならない場合がありますのでご注意ください。詳細は発注部署にご確認ください。）

<委託契約・修繕契約>



<その他の契約>



※金額は全て税込です。

(問い合わせ)

調布市総務部契約課

電話 042-481-7167 , 7168